

院内感染対策に関する取り組み事項

感染対策防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、当院に関わる全ての人を対象に、院内感染発生の予防と速やかな対応を行う。

2. 院内感染対策に関わる組織体制と業務内容

- * 感染対策委員会の設置
(院長・看護部長・事務長・各所属長・感染制御チーム：ICTにより構成)
- * 院内感染管理者の設置 (ICD：インфекションコントロールドクター)
- * 最新のエビデンスに基づいた『標準予防策』『感染経路別予防策』『職業感染対策』『疾患別感染防止対策』『抗菌薬適正使用』等のマニュアルの作成及び改訂を行う。
- * ICTにより1回/週の院内ラウンドを行う。
- * 職員に対し、2回/年以上の院内感染対策・抗菌薬適正使用に関する研修会を開催。
- * 医師会・行政と共催で4回/年のカンファレンスを開催し、内1回は、新興感染症発生を想定した訓練を開催。

3. 抗菌薬適正使用のための方策

専門知識を持った医師・看護師・薬剤師・検査技師で構成する抗菌薬適正使用支援チーム(AST)により、特殊抗菌薬の使用状況や薬剤耐性状況、外来診療における経口内服抗菌薬の使用状況等をモニタリングし、適切な使用ができるよう支援を行う。

4. 他の医療機関との連携体制

地域の非会・行政の連携を深め、情報共有に努めている。また、北九州地域・大分県北部の感染対策向上加算I取得病院とも連携し、カンファレンスにて情報共有に努める。更に、北九州感染制御チーム(KRICT)に加入し、より専門的知識を持ったチームからの助言等も受けられる体制を整えている。